

海津市プレミアム付商品券取扱店募集実施要領

1. 商品券発行の趣旨

消費税率の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起することを目的として、プレミアム付商品券事業において、海津市プレミアム商品券の取扱店を募集する。

2. 商品券について

- (1) 名 称 海津市プレミアム付商品券事業
- (2) 発行者 海津市
- (3) 販売対象者
 - ①令和元年度 扶養外住民税非課税者
 - ②平成28年4月2日から令和1年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主
- (4) 販売価格 20,000 円
(500 円券 10 枚 1 セット、1 冊 5,000 円（販売額 4,000 円）で上限 5 セットまで購入可能）※商品券には偽造防止策を施す
- (5) 利用期間 令和1年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (6) 販売方法 対象者に購入引換券を送付し販売

3. 応募資格・条件

市内に事業所（店舗）を有すること

ただし、次に掲げる事業所は除外する。

- ・海津市暴力団排除条例第2条第1項及び第2項に掲げる者また暴力団等と密接な関係を有するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号で定められる営業並びに同条第5項で定められる性風俗関連特殊営業を行うもの
- ・特定の宗教または政治団体と関わるもの
- ・公序良俗に反する営業を行うもの
- ・その他市長が不適当と認める営業を行うもの

3. 申込手続きについて

(1) 申込方法

この「募集要領」に同意の上、「海津市プレミアム付商品券取扱店登録申込書」に必要事項を記載の上、募集期間内に商工観光課へ提出するものとする。

複数店舗のある事業所においては、各店舗単位で登録が必要となる。

取扱店の登録料は無料とする。

「海津市プレミアム付商品券取扱店登録申込書」は海津市ホームページからダウンロードできます。

※口座情報については、換金手続きの関係上、海津市商工会へ情報提供する。

(2) 申込期間

令和元年6月3日（月）～6月28日（金）まで

(3) 申込場所

海津市役所 東館2階 商工観光課 へ提出

(4) 申請後の審査及び承認

申請した事業所は、市の審査を経て取扱店として承認します。
承認した場合は、後日「取扱店証明書」及び「ポスター」等を郵送します。

4. 商品券の概要等

- (1)取扱店は、プレミアム付商品券を持参した消費者に対し、令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）に限り、券面記載額に相当する物品（販売できない品目を除く）の販売または役務の提供（以下「取引」という）を行う。
- (2)いかなる利用があろうとも、有効期間の過ぎた商品券は無効とする
- (3)つり銭額は出せないものとする

5. 商品券の利用対象にならないもの

- ・現金への換金
- ・換金性があり、広域的に通流しうるものの購入（有価証券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）
- ・たばこの購入
- ・出資及び債務の支払い（税金、ガス等）
- ・国及び地方公共団体への支払い
- ・振込手数料、公共料金の支払い
- ・土地、家屋、家賃、地代及び駐車場等の不動産にかかる支払い
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金にかかる支払い
- ・その他市長が不適切と認めるもの

7. 商品券の換金方法等

取扱店の換金手数料は無料とする。
換金請求の手続きは、所定の申請用紙に記載の上、使用済みのプレミアム付商品券と合わせて、海津市商工会において実施する。

海津市商工会：海津市海津町高須 563-1

電話番号 0584-53-2111

換金期間は、令和1年10月1日（火）～令和2年4月15日（水）とする。

換金請求後、下記日程で登録させている口座へ入金する。

換金は、次のとおりとする。

申込期日	支払日
毎月月末	翌5日
毎月10日	同月15日
毎月20日	同月25日

換金期間を過ぎた換金請求はいかなる理由があっても、換金に応じない。
商工会発行の商品券と区別できるように申請する

7. 注意事項

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2)プレミアム付商品券取扱店の登録店は、後日配布する、登録証明書、取扱店舗ポスター等を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (3)換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- (4)自社商品の購買に商品券を利用してはならない。

- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (6) 商品券を事業間取引に伴う代金（商品仕入れ代金・諸経費）の支払いに使用してはならない。
- (7) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格設定など、消費喚起の趣旨に反する行為はしてはならない。
- (8) 商品券が偽造されたものと判断できるなど、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに市に連絡すること。その際の責については市にて協議する。
- (9) 市は、取扱店がこの要領の各事項に違反すると判断したときは、取扱店資格を取り消すものとする。
- (10) 市と適切な連携体制を構築すること。